

巻頭言（2013年1月号）

理事長 新谷友良

「新しい障害者基本計画」

明けましておめでとうございます、新しい年が始まりました。一昨年の東日本大震災に続いて昨年も様々なことがありました。押し詰まっの衆議院総選挙では、自民党が圧勝し3年間続いた民主党政権は終わりました。私たち障害者を取り巻く分野では、障害者総合支援法が成立し、障害者政策委員会の活動も始まりました。政見交代で見通しが難しくなりましたが、今年は障害者差別禁止法の制定や障害者権利条約の批准も予定されており、また新しい障害者基本計画の第1年度になります。

昨年8月に第1回目の会合を持った障害者政策委員会は、5回の会合と9回の小委員会の議論を経て新たな障害者基本計画への意見を取りまとめました。障害者基本計画は、名前の変遷はありますが障害者施策の基本計画で、国の障害者施策はこの計画に沿って進められることになります。最初に作られたのは昭和57年で、そのあと平成4年、平成14年と10年ごとに作られています。現在の計画が平成24年度までなので、平成25年度から始まる新しい長期計画が現在つくられようとしています。

昨年12月に障害者政策委員会がまとめた意見は、この新しい長期計画への提言で、障害者基本法にその手続きが書かれています。政策委員会の意見は、六つの小委員会で個別分野の議論をしたうえで、2回の全員が参加する委員会で最終的にまとめられました。

議論された分野は、「医療・介護」「年金・経済的負担」「教育」「療育」「職業相談・雇用の促進」「住宅の確保」「公共施設のバリアフリー化」「情報利用のバリアフリー化」「相談」「文化的諸条件の整備」「防災及び防犯」「消費者としての障害者の保護」「選挙等における配慮」「司法手続における配慮」「国際協力」の15分野です。

政策委員会の意見は、それぞれの分野の委員意見を○印、委員会全体の意見を◎印に分けて整理しています。この後、国はこの意見を受けて政府としての障害者基本計画を作り、また地方自治体はこの基本計画を踏まえて、それぞれの自治体での障害者基本計画をまとめていくことになります。

新年早々、堅苦しい話になりましたが、私たちの生活に直接関係する内容ですので、新しい計画が出ましたら是非一読いただきたいと思います。